

【重要】司書および学芸員の資格取得を希望される方へ

資格取得に関する履修科目の変更について（お知らせ）

総合文化大学院係

図書館法施行規則および博物館法施行規則の一部改正に伴い、平成24年4月1日より資格取得に必要な履修科目が変更になります。司書および学芸員の資格取得を希望されている大学院生の方は、以下の点にご注意のうえ、計画的に履修を行ってください。

■ 平成23年度中に現行の規則に基づいた科目・単位のすべてを修得できた場合

現行の課程で認定され、資格を取得できます。

■ 平成23年度中に現行の規則に基づいた科目・単位のすべてを修得できなかった場合

新規則に基づいた科目・単位の修得が必要です。

新規則では、資格取得に必要な単位数が、司書の場合は20単位から24単位に、学芸員の場合は12単位から19単位に増えます。

平成23年度以前に、現行の規則に基づき修得した科目は、新規則に基づき修得した科目として読み替えることができる場合があります。

※新規則適用後の本学の対応科目・単位数および既修得科目の新規則下での読み替えについては、来年度以降に各科目の開設学部で確認してください。

詳しくは以下の文部科学省のHPをご覧ください。

- 規則の一部改正について

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/005/1263234.htm

- 司書に関するQ & A

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/1283540.htm

- 学芸員に関するQ & A

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1283534.htm